

登録事項等変更届出について

電気工事業を登録している業者の方は、下記の登録事項に変更があった場合には、変更届出書の届出が必要です。

記

1 変更事項

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 電気工事の種類
- (4) 法人の代表者
- (5) 法人の役員
- (6) 営業所の名称
- (7) 営業所の所在地
- (8) 主任電気工事士の氏名及び免状の種類
- (9) 営業所の新設・廃止 等

2 届出先等

- (1) 届出先 千葉県電気工事工業組合（本部）
〒260-0005
千葉市中央区道場南1丁目9番15号
電話：043-224-6086 FAX：043-224-6087
受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- (2) 届出方法 届出書類を一式用意し、持参又は郵送で申請してください。
窓口へ持参する場合、本人又は代理の方が申請してください。
郵送する場合、郵送する前にFAXで申請書類一式を組合本部へ送信し、組合本部の確認を受けてから郵送してください。
なお、FAX送信後、組合本部へFAX送信済であることを電話連絡してください。

3 注意事項

変更の届出にあたっては、それぞれ添付書類が必要ですので次ページの一覧表を参考にしてください。なお、上記（１）～（３）については、手数料が必要となります。

また、提出した「登録電気工事業登録証」が手元に届くまで２週間程度かかります。

登録事項等変更届出書添付書類一覧表

変更する内容により下記のとおり必要書類が異なります。

変 更 事 項 必 要 書 類	1 氏名又は名称	2 住 所	3 営業所の名称	4 営業所の所在地	5 電気工事の種類	6 主任電気工事士 又は工事士資格	7 法人の代表者・役員	8 営業所の増設・廃止	9 譲渡承継	10 相続承継	11 建設業許可取得
登録事項等変更届出書（様式第11）	●	●	●	●	●	●	●	●	別に説明あり	別に説明あり	問い合わせください
手数料（千葉県収入証紙 2,200円）	●	●			●						
（個人の場合）戸籍抄本	◎										
（法人の場合）履歴事項全部証明書（登記事項証明書） ※6ヶ月以内に発行されたもの	◎	◎					●				
（個人の場合）住民票又はマイナンバーカード等、 住所、氏名、生年月日を確認するに足る書類の写し		◎									
誓約書（登録の拒否要件に該当しない旨の誓約）						●	●	●			
主任電気工事士の雇用証明書						△		△			
主任電気工事士の電気工事士免状の写し ※第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。						●		●			
主任電気工事士の実務経験証明書						▲		▲			
承継届出書（様式第6）											
譲渡証明書（様式第8）											
相続証明書（様式第10）又は相続同意証明書（様式第9）											
被相続人の戸籍（除籍）謄本 （登録者の死亡及び法定相続人全てが確認できるもの）											
登録証	●	●			●						

※ ●は必須。◎はどちらか。▲は第一種の場合は不要。

△は内容により不要ですので問い合わせください。

No.1 (有)→(株)、(株)●●→(株)××等同一法人組織内での名称変更。

「法人設立」「事業の譲渡」の手続は、「譲渡承継」。「相続」は「相続承継」

No.2 行政による住居表示も手続き必要。(◎の代わりに「住所表示変更証明書」を添付)

No.6 同一人での資格(第二種→第一種)変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。

No.8 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。(建設業法とは定義が違います)

営業所を千葉県以外に設置する場合は、問い合わせください。

譲 渡 承 継 (一覧表N o. 9)

個人から法人へ組織の変更を行った場合は、下記により届出をしてください。

また、個人から個人、法人の合併等は、下記説明の「個人」を「前登録者」、「法人」を「新登録者」と読み替えて手続きをしてください。

記

1. 必要書類等

- (1) 登録事項等変更届出書 (様式第 11)
- (2) 登録電気工事業者承継届出書 (様式第 6)
- (3) 電気工事業譲渡証明書 (様式第 8)
- (4) 法人の登記簿謄本 1 通
- (5) 誓約書
- (6) 登録電気工事業者登録証
- (7) 手数料 千葉県収入証紙 2, 2 0 0 円

※千葉県収入証紙は、千葉県電気工事工業組合 (本部) にて販売しています。

2. 記入上の注意

- (1) 登録事項等変更届出書 (様式第 11)
 - ①届出者の「住所・氏名又は名称・代表者の氏名」欄は法人の内容で記入すること。
 - ②「2 変更事項の内容」の欄は、該当する項目のみ記入すること。
 - ③「3 変更の年月日」は、法人の設立 (登記) 年月日を記入すること。
- (2) 登録電気工事業者承継届出書 (様式第 6)
 - ①届出者の「住所・氏名又は名称・代表者の氏名」欄は法人の内容で記入すること。
 - ②被承継者は「個人」、承継者は「法人」になります。
 - ③「被承継者が登録を受けた……」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
 - ④「承継者が登録を受けた……」の欄は、「登録なし」に○をする。
- (3) 電気工事業譲渡証明書 (様式第 8)
 - ①「譲り渡した者」には個人、「譲り受けた者」には法人の内容を記入すること。
 - ②「1 登録を受けた年月日及び登録番号」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
 - ③「2 営業所の名称及び……」の欄は、個人の登録内容を記入すること。
 - ④「3 譲渡の年月日」は、法人の設立 (登記) 年月日を記入すること。

相 続 承 継 (一覧表N o . 10)

登録を受けた電気工事業者（個人登録の場合に限る。）の方が亡くなったことにより、その電気工事業を相続した場合は、下記により届出をしてください。

記

1. 必要書類等

- (1) 登録事項等変更届出書（様式第 11）
- (2) 登録電気工事業者承継届出書（様式第 6）
- (3) 登録電気工事業者相続同意証明書（様式第 9）

又は登録電気工事業者相続証明書（様式第 10）

※相続対象者が 1 人の場合は「様式第 10」、複数の場合は「様式 9」になります。

- (4) 戸籍（除籍）謄本（登録者の死亡及び法定相続人全てが確認できるもの）
- (5) 相続人の住民票又はマイナンバーカード等、住所、氏名、生年月日を確認するのに足る書類の写し 1 通
- (6) 誓約書
- (7) 登録電気工事業者登録証
- (8) 手数料 千葉県収入証紙 2, 2 0 0 円

※千葉県収入証紙は、千葉県電気工事工業組合（本部）にて販売しています。

2. 記入上の注意

- (1) 登録事項等変更届出書（様式第 11）

- ①届出者の「住所・氏名又は名称」欄は、相続人の内容で記入すること。
- ②「2 変更事項の内容」の欄は、該当する項目のみ記入すること。
- ③「3 変更の年月日」は、相続開始の年月日を記入すること。

- (2) 登録電気工事業者承継届出書（様式第 6）

- ①届出者の「住所・氏名又は名称」欄は、相続人の内容で記入すること。
- ②被承継者は「従前の登録者」、承継者は「相続人」になります。

- (3) 電気工事業者相続同意証明書（様式第 9）・電気工事業者相続証明書（様式第 10）

- ①「証明者」は、
様式 9 の場合：選定相続人（事業を相続する者）以外の法定相続人全員が記名すること。
様式 10 の場合：相続人以外の 2 人以上が記名すること。
- ②「被相続人」とは、従前の登録者のことをいう。
- ③「相続開始の年月日」は、従前の登録者が亡くなった日とする。